

新たに設置された附属機関等に係る総合政策室 創生戦略・市民協働推進担当の協議結果(一覧)
 ~会議の公開・公募委員の選任について~

資料5

①開智認定こども園（仮称）整備・運営法人選考評価等委員会（平成28年6月）保健福祉局 子育て支援部 保育課		
<目的> 京都市立開智幼稚園を幼保連携型認定こども園として再整備し、運営する学校法人又は社会福祉法人を公募型プロポーザルにより選定するに当たって、専門的な見地から募集条件、評価基準及び事業者提案等について審議することを目的とする。	<会議> 一部非公開	<市民公募委員> 公募しない
	<理由> 整備・運営法人の選考において、応募法人の今後の事業計画や資産状況（借入金含む）等に係る審議が行われるため、京都市情報公開条例第7条第2項に該当し、法人役員の経歴や暴排誓約書が同条第1項に該当する。また、当該審議においては、委員間での率直な議論が求められるものであり、同条第5項に該当する。	<理由> 審議に当たっては、市民の立場からの意見が必要である一方、特定教育・保育施設の認可の視点が不可欠であることから、京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会認可・確認部会委員のうち、市民公募委員であるもの2名を選任している。また、市民の立場として、開智自治連合会会長を選任していることから、更に市民公募委員を加えると委員構成のバランスを崩すこととなる。
<市民協働推進担当の意見> 会議は一部非公開であるが、法人役員の経歴や暴排誓約書について取り扱うこと、整備・運営法人の選考において、応募法人の今後の事業計画や資産状況（借入金含む）等に係る審議が行われるため、「京都市情報公開条例 第7条第1号及び2号」のプライバシー情報及び法人等の事業活動に関する情報に当てはまる。 委員公募は行わないとのことであるが、京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会認可・確認部会委員のうち、市民公募委員であるもの2名を選任しているとのことであり、今後可能な限り市民に開かれた議論ができるような取組をお願いしたい。		
②京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会（平成28年6月）総合企画局 プロジェクト推進室		
<目的> 京都駅東南部エリアの活性化に係る方針の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議する。	<会議> 公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数1名／応募者5名）
	<市民協働推進担当の意見> 特になし。	

③～ひとごとではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働！～“みんなごと”のまちづくり推進事業コーディネートチーム会議
(平成28年6月) 総合企画局 総合政策室 創生戦略・市民協働推進担当

<p><目的></p> <p>“みんなごと”のまちづくり推進事業を実施するにあたり、市民から応募のあった取組提案に対して、提案の実現に向けたコーディネートやサポートの方向付け等に係る意見聴取を行う。</p>	<p><会議> 非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>会議の内容に、取組提案者の個人情報や、法人等の事業活動情報が含まれるため。</p>	<p><理由></p> <p>提案の実現に向けたコーディネートやサポートの方向付け等を的確に行うためには、まちづくり活動に対する十分な経験や専門知識、コーディネート等の実績、様々な提案と支援者をつなぐ幅広いネットワーク等を有する者を委員として選任する必要があるため。</p>
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議が非公開とされているが、会議の内容に取組提案者の個人情報や法人等の事業活動情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第1号及び第2号」のプライバシー情報及び法人等の事業活動に関する情報に当てはまる。公募委員が選任されていないが、提案実現に向けたコーディネートやサポートの方向づけ等を的確に行うために、専門知識、実績、提案者と支援者を結ぶネットワークが必要なため公募委員を入れることが困難であると認める。</p>	

④京都市入院児童生徒等への教育保障体制整備事業推進に関する会議(平成28年7月) 教育委員会事務局 指導部 総合育成支援課

<p><目的></p> <p>京都市が受託した、文部科学省委託「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」推進について、専門的見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として設置する。</p>	<p><会議> 一部非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>入院児童生徒に関わる個人情報を扱う場合は、非公開とする。</p>	<p><理由></p> <p>入院児童生徒等につわる病気や福祉、教育に関する専門的な知識を必要とするため。(当事者の意見をお聞きするため、保護者の方を1名委員としてすでに選出している。)</p>
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議は一部非公開であるが、長期入院の経験がある児童生徒等の個人に関する情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例 第7条第1号」のプライバシー情報に当てはまる。委員公募については行わないとされているが、会議では入院児童生徒等につわる病気や福祉、教育に関する専門的な知識を必要とするため、公募委員を入れることは困難であると認める。なお、市民参加を進めるための工夫として、実際に子どもが長期入院したことのある保護者の方を1名委員として選出して当事者の意見をお聞きすることとであり、今後可能な限り市民に開かれた議論ができるような取組をお願いしたい。</p>	

⑤京都バイオ計測プロジェクト事業運営会議（平成28年7月）産業観光局 新産業振興室		
<p><目的></p> <p>京都バイオ計測プロジェクト事業の推進に当たり、計測・分析産業の技術的動向、利用者ニーズ等の意見、助言を求めるため。</p>	<p><会議> 非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>京都市情報公開条例第7条1項第2号に該当する、京都バイオ計測センター利用企業等における秘密情報（共同研究、受託研究、特許出願状況など）を含む資料に基づき意見交換を行うため。</p>	<p><理由></p> <p>京都バイオ計測センターは、地域の特色を活かした産学官共同研究を推進するための研究設備を整備した拠点である。その運営について、有効な意見、助言をいただくためには、バイオ計測関連の研究や技術開発等の現場に実際に身を置く、本市が想定する当該センターの利用者、もしくは相当程度の経験に裏打ちされた深い知識を有し、その研究分野や業界等を代表した立場から御意見、助言をいただける委員を選任することがふさわしいため。</p>
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議は非公開であるが、京都バイオ計測センター利用企業等における秘密情報（共同研究、受託研究、特許出願状況など）を含む資料を取り扱うため、「京都市情報公開条例 第7条第5号」の審議、検討、協議情報に当てはまる。委員公募については行わないとされているが、同会議は、地域の特色を活かした産学官共同研究を推進するための研究設備を整備した拠点である京都バイオ計測センターの運営について、有効な意見、助言をいただくために開催されるものであり、バイオ計測関連の研究や技術開発等の現場に実際に身を置く、本市が想定する当該センターの利用者、もしくは相当程度の経験に裏打ちされた深い知識を有し、その研究分野や業界等を代表した立場から御意見、助言をいただける委員を選任することがふさわしく、公募委員を入れることが困難であると認める。</p>	
⑥京都らしい調度・備品有識者懇談会（平成28年7月）総合企画局 総合政策室		
<p><目的></p> <p>本市では、公益財団法人国立京都国際会館と連携し、国が整備する国立京都国際会館の多目的ホールに京都ならではの付加価値を加える「京都らしい設え」に取り組んでおり、その一環として、本市において、京都の伝統産業や伝統工芸等をいかした調度・備品の制作等を行うこととしていることから、本市が制作等を行う調度・備品の仕様や調達方法等について、伝統産業及び伝統工芸等の専門的な見地から幅広い意見や助言を聴取し、検討を行うことを目的として開催するもの。</p>	<p><会議> 一部非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>任意提供情報その他の非公開情報が含まれる場合（例：調度・備品の仕様を検討するに当たり、開発中の新技術等について懇談会の場において情報提供を受ける場合等）は非公開。</p>	<p><理由></p> <p>京都の伝統産業や伝統工芸等をいかした調度・備品の仕様や調達方法等について助言等を聴取することを目的として開催するものであり、伝統産業、伝統工芸その他の専門的知識が必要であるため。</p>
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議は一部非公開であるが、本市が制作等を行う調度・備品の仕様を検討するに当たり、開発中の新技術等の情報提供を受ける可能性があり、その場合は「京都市情報公開条例第7条第3号」の任意提供情報に当たるため、非公開とある。委員公募については行わないとされているが、「京都の伝統産業や伝統工芸等をいかした調度・備品の仕様や調達方法等について助言等を聴取することを目的として開催するものであり、伝統産業、伝統工芸その他の専門的知識が必要であるため」とあり、公募委員を選任することは困難であると認める。</p>	

⑦新十条通稻荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会（平成28年7月）保健福祉局 長寿社会部 介護保険課		
<p><目的></p> <p>「京新十条通稻荷山トンネル上部用地を高年齢者福祉施設の整備用地として活用するに当たり、契約候補事業者の選定に関する事項について、専門的見地から審議するため、有識者等による委員会を設置する。</p>	<p><会議> 一部非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>法人等の事業活動に関する情報を含むため。</p>	<p><理由></p> <p>本委員会の議論では公共用地の福祉分野への具体的な活用及び売却先法人の収支計画の実現性・財務健全性等の判断について高度に専門的な知見を要することから。</p>
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議が一部非公開とされているが、非公開部分では「京都市情報公開条例第7条第2号」に当たる法人等の事業活動を取り扱う。 公募委員は選任されない予定だが、別添理由書のとおり、本委員会の議論では公共用地の福祉分野への具体的な活用及び売却先法人の収支計画の実現性・財務健全性等の判断について高度に専門的な知見を要することから、公募委員を入れることが困難であると認める。</p>	
⑧京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会（平成28年8月）環境政策局 環境企画部 環境総務課		
<p><目的></p> <p>京都市環境活動保全センターについては、平成28年度末で今回の指定管理の期間が終了するため、平成29年度から平成32年度までの指定管理者を選定する目的で、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第16条に定める委員会を設置するものである。 審議内容としては、選定方法及び選定基準の検討、募集要項の内容の検討、審査基準に基づく審査等を予定している。</p>	<p><会議> 一部非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募する（募集人数1名／応募者1名）</p>
	<p><理由></p> <p>本委員会については、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第16条に基づき、京都市環境活動保全センターの平成29年度から平成32年度までの指定管理者を選定するものであり、選定に係る審議、検討、協議に該当する部分について、非公開とする。</p>	
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議は一部非公開であるが、事業者の選定に係る項目について委員に率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため「京都市情報公開条例 第7条第5号」の審議、検討、協議情報に当てはまる。</p>	

⑨京都市未来の中小企業経営を考える会（平成28年8月）産業観光局 商工部 中小企業振興課		
<p><目的></p> <p>中小企業が持続的に発展していくため、直面している経営課題について、業種横断的に議論し、関係者の知恵と力を結集し、「現場の声」を反映した実効性ある振興策を検討・推進していくことを目的に設置する。</p>	<p><会議> 公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>この会は、中小企業の課題について業種横断的に議論し、実効性ある振興策を検討することを目的としている。会については、二層構造になっており、顧問委員会については、顧問を一堂に集めた会議は行わず、個別ヒアリング等で対応する。</p> <p>なお、委員ではないが、会議は、ワークショップ形式で行うことから、顧問やレギュラーメンバーから推薦のあった企業経営者、経済団体や中小企業団体等の事務局職員、中小企業支援に積極的に取り組む金融機関や支援機関の職員、テーマに関連のある局区の市職員も参加する。</p> <p>主に、中小企業経営者を対象とする会であることから、市民公募委員が就任することはなじまないため。</p>	
<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「中小企業経営者を対象とする会であることから、市民公募委員が就任することはなじまない」とあるため、公募委員を選任することは困難であると認める。</p> <p>専門事項であっても当該分野の知識を持った市民がいると考えられることから、公募委員の選任についても今後検討をお願いしたいと所管課へ依頼することとする。</p>		
⑩「京グローバル大学」促進事業選考委員会（平成28年9月）総合企画局 総合政策室 大学政策担当		
<p><目的></p> <p>大学及び学生の国際化に取り組む大学を「京グローバル大学」として認定し、各大学が実施する留学生誘致事業や海外大学との連携事業等に補助金を交付する。本選考委員会では、補助金の交付先及び補助金額を審議するとともに、選考された事業について、進ちょく確認を行うことを目的として設置する。</p>	<p><会議> 非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
	<p><理由></p> <p>京都市情報公開条例第7条第2号及び第5号に規定する非公開情報に該当するため。</p>	
<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議は非公開であるが、大学及び学生の国際化に取り組む大学に対する補助金の交付先及び補助金額を審議するため、「京都市情報公開条例 第7条第2号及び第5号」の法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報に当てはまる。</p> <p>委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「補助金交付期間終了後も各大学が継続して事業を実施することから、事業計画の内容のみならず、大学経営全般に関する見識を有し、適切な選考を行うことができる委員を選任する必要があるため」とあり高度に専門性が高いことから、公募委員を入れることは困難であると認める。</p>		